

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社雨風太陽

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2023年11月13日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
【会社名】	株式会社雨風太陽
【英訳名】	Ame Kaze Taiyo, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高橋 博之
【本店の所在の場所】	岩手県花巻市大通一丁目1番43-2花巻駅構内
【電話番号】	03-6278-7890
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート部門長 相澤 まどか
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目26番5号
【電話番号】	03-6278-7890
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート部門長 相澤 まどか

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	10
第4【経理の状況】	11
1【四半期財務諸表】	12
2【その他】	19
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	20
四半期レビュー報告書	21

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 9 期 第 1 四半期 累計期間	第 8 期
会計期間	自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 3 月 31 日	自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 12 月 31 日
売上高 (千円)	165,940	635,988
経常損失 (△) (千円)	△44,078	△321,313
四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	△44,294	△322,178
資本金 (千円)	345,732	345,732
発行済株式総数 (株)	6,670	6,670
純資産額 (千円)	88,745	133,039
総資産額 (千円)	461,361	683,547
1 株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△26.56	△204.79
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	19.0	19.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、また、1 株当たり四半期 (当期) 純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、第 8 期第 1 四半期累計期間については、四半期財務諸表を作成していないため、第 8 期第 1 四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 当社は、2023年 9 月 2 日付で普通株式 1 株につき 250 株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期 (当期) 純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当新規上場のための四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は447,411千円となり、前事業年度末に比べ218,902千円減少いたしました。これは主に未収入金が100,025千円減少及び現金及び預金が94,260千円減少したことによるものであります。固定資産は13,950千円となり、前事業年度末に比べ3,283千円減少いたしました。これは主に差入保証金が3,000千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、461,361千円となり、前事業年度末に比べ222,186千円減少いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は367,736千円となり、前事業年度末に比べ177,891千円減少いたしました。これは主に預り金が96,689千円減少及び未払金が64,646千円減少したことによるものであります。固定負債は4,879千円となり、前事業年度末と同額となりました。

この結果、負債合計は、372,616千円となり、前事業年度末に比べ177,891千円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は88,745千円となり、前事業年度末に比べ44,294千円減少いたしました。これは四半期純損失計上により利益剰余金が44,294千円減少したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当年度の第1四半期においては、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が全面的に解除されて外食の利用が進むなどの外部環境変化もありましたが、CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」やサブスクリプション型のサービスの継続的な利用に支えられて、堅調な業績となっております。また、3月に「ポケマルおやこ地方留学」を2拠点目である和歌山で開催し、全国展開をスタートいたしました。

CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」においては、クレジットカードに加えてコンビニ後払いの利用を開始するなど、サービスの強化を進めました。また、2月には「旬のお野菜定期便」、3月に「南国フルーツ定期便」といった定期便サービスをリリースしております。さらに、1月には、使えば使うほど生産者支援になる「ポケマルエポスカード」をローンチしました。このカードは、「ポケットマルシェ」での買い物の1%が生産者支援金としてプールされるという特徴があります。当社は、プールされた生産者支援金を利用して、2月には飼料価格高騰の影響を受けている酪農家支援を実施しており、今後もこうした生産者と消費者をつなぐ取り組みを積極的に行ってまいります。

一方、CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」の基盤を活用する形で企業や自治体との協業案件の拡大に取り組みました。企業との協業では、シャープ株式会社とのウォーターオープンヘルシオ×食材定期便の第2弾を行い、計35セットを販売しました。自治体との協業では、1月から2月にかけてに静岡県と連携した産直EC「ポケットマルシェ」内での送料無料キャンペーンなど販促事業に取り組み、送料無料原資の1,000万円を期間内に消化しました。今後も引き続き、自治体と連携のうえ産直ECを活用した販促事業と共に、移住・定住や関係人口創出に繋がる

新たな自治体連携事業にも積極的に取り組んでまいります。

「ポケマルおやこ地方留学」は、2023年夏の開催へ向け、開催候補地である和歌山と福岡においてモニタツアーを開催しました。春休み期間中に2泊3日で催行し、現地オペレーターとの連携確認、生産者とのアクティビティ内容の確認、宣伝素材の撮影など夏休みの開催へ向けて必要な準備を行うことができました。また和歌山では小学生高学年を対象に子供のみでの参加も試験的に実施し、子供のみでの参加についても大きな課題がないことを確認いたしました。

この結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高165,940千円、営業損失73,472千円、経常損失44,078千円、四半期純損失44,294千円となりました。

なお、当社の事業は、関係人口創出事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000
計	50,000

(注) 2023年8月30日開催の臨時株主総会決議により、2023年8月30日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数が19,492株減少し、30,508株となっております。また、2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っており、またこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,596,492株増加し、7,627,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,670	1,906,750	非上場	単元株式数は100株であります。
計	6,670	1,906,750	—	—

(注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は1,899,123株増加し、1,906,750株となっております。
2. 2023年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年9月2日付で定款の一部変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

名称	第10回新株予約権
決議年月日	2023年2月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	30 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式30 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	765,000 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2025年2月22日～2033年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 765,000 資本組入額 382,500
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※新株予約権の発行時(2023年2月21日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注4)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又

- は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下

記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

名称	第11回新株予約権
決議年月日	2023年3月3日
新株予約権の数(個) ※	30 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式30 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	765,000 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2023年3月16日～2033年2月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 765,000 資本組入額 382,500
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	会社所定の承認機関による承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※新株予約権の発行時(2023年3月16日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、行使価額の調整の必要が生じる場合は、次の算式により払込金額を調整し、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

調整後払込金額 =
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 本新株予約権は、当社が、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」)の制度融資である、新事業育成資金(新株予約権付融資)を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものです。

- (1) 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である高橋博之(以下、「高橋」)又は同人が公庫に対して斡旋した者(当社を含む)に売却するものとする。この場合には、(6)①アに定められた基準日を起算日として14日以内に売却することとする。ただし、当社が、本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるものとする。
- (2) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合には、(1)の定めに拘らず、公庫は、本新株予約権を高橋又は同人が公庫に斡旋した者に売却することができることとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。
- (3) 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合には、上記(1)の定めに拘らず、公庫は高橋と協議のうえ、本新株予約権を高橋又は同人が公庫に斡旋した者に売却することができるものとする。
- (4) 上記(1)、(2)、又は(3)の場合において、高橋又は同人が公庫に対して斡旋した者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、高橋と協議のうえ公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。

(5) 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。

売買価格 = (株式の時価－行使価額) × 本新株予約権の行使により発行すべき株式数

ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は高橋と協議の上、売買価格を決めることができる。

(6) 株式は時価により評価することとし、原則として、次に定めるいずれかの金額を基準株価として、公庫及び高橋が合意した価格とする。ただし、上記(2)により本新株予約権の売却を猶予した場合には、原則として公庫が当社発行の株式の株式公開が確実であったと判断した時点の株式の時価を下限とする。

① 上記(1)の事由により売買を行う場合

ア 株式公開後に売買を行う場合

(ア) 上場日以後1ヵ月間を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格（1円未満の端数は切捨て）

(イ) 上場日以後1ヵ月間を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日の前営業日の金融商品取引所における終値の価格
ただし、金融商品取引所の規則等により本新株予約権の継続保有の確約を書面により提出している場合は、原則として、上場日以後6ヵ月間（当該日において本新株予約権を取得した日以後1年間を経過していない場合には、1年を経過する日）を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格（1円未満の端数は切捨て）

イ 株式公開前に売買を行う場合

(ア) 当社の金融商品取引所への上場に伴う募集株式発行に関する募集価格

(イ) 当社の金融商品取引所への上場に伴う売出株式に関する売出価格

4. 会社が、合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の払込金額中資本金に組入れない額は、新株の払込金額より資本金に組入れる額を減じた金額とする。資本金に組入れる額とは、新株の払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とする。新株の払込金額とは、権利行使に際して払い込みをなすべき額をいう。七その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(7) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年3月31日	—	6,670	—	345,732	—	145,732

- (注) 1. 2023年8月29日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が57株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,825千円増加しております。
2. 2023年4月1日から2023年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ22,950千円増加しております。
3. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は1,899,123株増加し、1,906,750株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,670	6,670	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度は採用していません。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,670	—	—
総株主の議決権	—	6,670	—

- (注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は1,899,123株増加し、1,906,750株となっております。
2. 2023年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年9月2日付で定款の一部変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2023年1月1日から2023年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(2023年1月1日から2023年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	400,167	305,906
売掛金	43,076	17,483
商品	300	38
仕掛品	413	787
貯蔵品	32	34
前払費用	9,769	9,906
未収入金	207,509	107,483
未収消費税等	4,986	2,744
その他	116	3,050
貸倒引当金	△58	△23
流動資産合計	666,314	447,411
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	0	0
建物附属設備（純額）	1,642	1,613
工具、器具及び備品（純額）	455	341
有形固定資産合計	2,098	1,955
無形固定資産		
商標権	4,583	4,458
無形固定資産合計	4,583	4,458
投資その他の資産		
出資金	10	10
敷金	4,200	4,200
差入保証金	6,077	3,077
長期前払費用	265	249
投資その他の資産合計	10,552	7,536
固定資産合計	17,233	13,950
資産合計	683,547	461,361

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,733	9,181
1年内返済予定の長期借入金	1,521	965
短期借入金	* 113,500	* 113,500
未払金	132,789	68,143
未払費用	45,409	31,791
未払法人税等	865	859
前受金	10,856	10,856
契約負債	6,862	3,101
預り金	225,879	129,189
その他	211	147
流動負債合計	545,628	367,736
固定負債		
資産除去債務	4,879	4,879
固定負債合計	4,879	4,879
負債合計	550,508	372,616
純資産の部		
株主資本		
資本金	345,732	345,732
資本剰余金		
資本準備金	145,732	145,732
資本剰余金合計	145,732	145,732
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△359,325	△403,619
利益剰余金合計	△359,325	△403,619
株主資本合計	132,139	87,845
新株予約権	900	900
純資産合計	133,039	88,745
負債純資産合計	683,547	461,361

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
売上高	* 165,940
売上原価	54,740
売上総利益	111,200
販売費及び一般管理費	184,672
営業損失(△)	△73,472
営業外収益	
受取利息	1
補助金収入	24,802
雑収入	7,895
営業外収益合計	32,698
営業外費用	
支払利息	722
チャージバック損失	2,288
雑損失	293
営業外費用合計	3,304
経常損失(△)	△44,078
税引前四半期純損失(△)	△44,078
法人税、住民税及び事業税	216
四半期純損失(△)	△44,294

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

- ※ 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第１四半期会計期間 (2023年３月31日)
当座貸越極度額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	100,000 〃	100,000 〃
差引額	100,000千円	100,000千円

(四半期損益計算書関係)

- ※ 売上高の季節的変動

当第１四半期累計期間(自2023年１月１日 至2023年３月31日)

当社の四半期における業績は、第４四半期(10月～12月)において、売上高及び営業利益が偏重する傾向にあります。これは、自治体支援サービスの実施が集中すること、ふるさと納税の需要が年末にピークになること等によるものです。一方、当社の第２四半期(４月～６月)は、自治体支援サービスが、自治体年度のスタートとともに、自治体の事業発注先の選定などの準備期間にあたる等の理由から、他の四半期と比較して売上が減少する傾向があり、業績に季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第１四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第１四半期累計期間 (自 2023年１月１日 至 2023年３月31日)
減価償却費	267千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第１四半期累計期間(自 2023年１月１日 至 2023年３月31日)

当社の事業は、関係人口創出事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当第１四半期累計期間(自 2023年１月１日 至 2023年３月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当第１四半期累計期間 (自 2023年１月１日 至 2023年３月31日)
一時点で移転される財及びサービス	165,303
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	637
顧客との契約から生じる収益	165,940
その他の収益	—
外部顧客への売上高	165,940

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△26.56
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△44,294
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△44,294
普通株式の期中平均株式数(株)	1,667,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 2023年12月期第1四半期の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)
(多額な資金の借入)

当社は、2023年6月21日開催の取締役会において、以下のとおり借入の実行を決議し、借入契約を締結しております。

1. 資金調達の概要

①資金の用途	運転資金
②借入先	株式会社三井住友銀行
③借入極度額	100,000千円
④借入金額	100,000千円
⑤借入金利	基準金利＋スプレッド
⑥借入実行日	2023年7月31日
⑦返済期限	2024年4月30日
⑧担保の有無	無

(第三者割当による新株発行)

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当による新株の発行を決議しております。

1. 新株発行の概要

①募集方法	第三者割当
②発行する株式の種類及び数	普通株式57株
③発行価格	1株につき450,000円
④発行価格の総額	25,650,000円
⑤増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 12,825,000円 資本準備金 12,825,000円
⑥申込期日	2023年8月25日
⑦割当先及び割当株式総数	PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 34株 小橋工業株式会社 23株
⑧資金の用途	運転資金に充当する予定であります。

(新株予約権の発行)

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、以下のとおり第12回新株予約権の発行を決議しております。

1. 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日	2023年8月30日
②付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 3
③新株予約権の数(個)	146
④新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式146
⑤新株予約権の行使時の払込金額(円)	450,000
⑥新株予約権の行使期間	2025年8月26日～2033年8月25日
⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450,000 資本組入額 225,000

(新株予約権の行使)

当社が発行した「第1回新株予約権」について、以下のとおり2023年4月1日から2023年8月31日までに権利行使が行われております。

1. 新株予約権の行使の概要

①新株予約権の行使数	900個
②発行した株式の種類及び株式数	普通株式900株
③資本金の増加額	22,950,000円
④資本準備金の増加額	22,950,000円

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年8月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年9月2日付をもって株式分割を行っております。また、2023年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年9月2日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

①分割方法

2023年9月1日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき250株の割合をもって分割しております。

②分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,627株
今回の分割により増加する株式数	1,899,123株
株式分割後の発行済株式総数	1,906,750株
株式分割後の発行可能株式総数	7,627,000株

③分割の日程

基準日公告日	2023年8月17日
基準日	2023年9月1日
効力発生日	2023年9月2日

④1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月6日

株式会社雨風太陽

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

根本 知香

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本間 愛雄

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社雨風太陽の2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社雨風太陽の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上